

令和5年度 荒尾市医師会 事業計画

中華人民共和国の武漢で新型コロナウイルス感染症が報告されて以来、3年半が過ぎました。2023年5月8日からは新型コロナウイルス感染症の感染症分類が2類から5類に変更となります。この間、第8波まで感染症の拡大が繰り返し発生し、全国民の4人に1人が感染されたこととなります。私共の有明地域でも多くの患者様の発生を見ましたが、荒尾市民病院、荒尾市医師会の緊密な連携の甲斐あって、医療体制を守り、また、ワクチン接種も順調に遂行できております。荒尾市民病院、医師会会員の先生方のご尽力に、心より感謝とお礼を申し上げます。

3年ぶりに色々な会合、行事も始まり、いよいよポストコロナに向けて社会が進み出しました。また、昨年2月24日ロシアがウクライナに侵攻して以来、早くも1年が過ぎ、西側諸国のウクライナ支援のもと、まだまだ戦争の先行きが見えない状況です。中華人民共和国の独自の行動、相変わらずの北朝鮮のミサイル発射、トルコの巨大地震など、世界情勢も混沌としております。このような社会情勢の中、物価が高騰し、円安も進み、働き方改革、賃上げ要求など、我が国でも多くの問題に直面しております。しかも、コロナの影響で少子化が一段と進行し、将来の人口減に向けた医療体制整備のための地域医療構想会議も再開しております。さらに、オンライン資格認証、オンライン診療などのデジタル化にも対応が必要となります。

このようにポストコロナに向け、社会が動き出す中、荒尾市医師会も時代を見据え本年度の事業計画を策定いたします。

1. ポストコロナ対策

今年度は4年ぶりに健康福祉まつりも通常規模開催予定で、医師会もこれまで通り参加します。講演会は可能な演題ではハイブリッド形式を併用し、また、本年度から導入予定の専門医研修会認定研修会は日本医師会の指示に従い開催していきます。荒尾市の各委員会等への参加は可能な限り医師会の役割を考えて参加します。学校検診はできるだけ多くの会員の皆様の協力をお願いします。荒尾市のデータヘルス計画が達成できるように、特定健診・特定保健指導に積極的に協力していきます。がん検診についても受診率が上がるように、受診しやすいシステムを進めます。オンライン資格認証・オンライン診療などの国のデジタル化の推進に対して、タイムリーな情報発信に努めます。医師会ホームページの利用を一層進めていきます。産業医活動も対応できる範囲で実施します。コロナの経験を活かし、新興感染症に対して柔軟に対応できる体制を荒尾市民病院とともに構築していきます。

2. 訪問看護・居宅支援事業所の活性化

現在、60歳以上の看護師2名を含む常勤4名体制で訪問看護実施中であり、60歳定年後も働きやすい職場環境を整え、再任用を積極的に進めるとともに、スタッフの確保に努力し、訪問看護・居宅支援事業所ともに、ポストコロナ後の在宅医療需要に対応できる体制整備を進めます。

3. 荒尾市民病院との連携強化

令和5年10月に新病院が開院します。新病院は全室個室となり、感染症対策、災害対策等において最新鋭となり、新しい診療科も新設され、地域拠点病院として医療が充実されるため、当医師会にとっても非常に安心した体制で医療に臨むことができるようになります。今まで以上に連携の強化と効率化を図り、地域医療の充実、発展、地域住民の安心、安全を目指していきます。

4. 認知症コホート研究への協力

認知症コホートの中間調査は新型コロナウイルス感染症のために、1年間延期されていましたが、令和4年度に700名以上の中間調査が無事に終了しました。今後はデータの解析、結果報告等が予定されており、今後予算が認められればさらなる調査の延長も予定されており、医師会としてもできる限りの協力体制を皆様をお願いいたします。

5. 荒尾健康手帳の普及

荒尾健康手帳は、デジタル化に向け、令和4年10月から令和5年2月まで NEC ソリューションイノベータとともに実証実験を行いデジタル化に向け計画を進行中です。今後も荒尾市と密に協力し手帳の普及、デジタル化を進めます。

6. 周産期医療体制の充実

少子化からの回復を目指し、周産期医療を充実させ、産婦人科医師の勤務軽減目的で、荒尾市民病院が新病院開院後は周産期センターとして医師会会員と荒尾市民病院医師との協力のもと周産期医療の集中化を目指します。また、小児診療のさらなる充実化のため、市民病院との連携を強化し、安心して子育てができる街を目指します。

7. その他

医師会の運営で将来を見据え一番の問題は、医師会員の高齢化が進み、A会員の減少が止まらず、休日診療、各種検診、学校医等に支障を来すようになっていることです。しかしながら、令和4年度には若い会員も数名迎えることができ、徐々にではありますが若返りも進んでおります。若い会員の方々が参加しやすい雰囲気、体制作りに務め、若い会員の新しい発想が発揮できる環境を目指します。また、会員の皆様に医師会の存在意義・理念を再認識していただき、「地域住民の健康を守り、安心安全をサポートする」という医師会の使命を果たしていきます。医師会の理念を踏まえた上で、衆知を集め新たな医師会を目指しましょう。

令和 5 年度事業計画重点項目

1. 倫理の高揚

医師は地域社会のリーダーであることを意識し、自ら資質の向上に努め、驕ることなく、お互いを尊敬し、自他共栄を基本とし、患者の診療に際しては常に患者の立場に立って丁寧な説明に努める。

2. 生涯教育の推進

日医・県医医学講座、学術講演会、各種研究会・勉強会での研修の強化、充実に努める。

3. 地域保健に関する事項

(1) 周産期医療連携の推進

産科医師や助産師等が減少し高齢化も進む中において、新市民病院（荒尾市立有明地域医療センター）を中心に新しい荒尾型周産期オープンシステムを構築し、地域で安心・安全に妊娠、出産ができる医療体制を整える。

(2) 乳幼児保健活動の充実

乳幼児健診を通じて早期介入すべき疾病を発見し、医療に繋げるとともに、育児不安を抱える保護者に適切な助言を与えて支援する。また、予防接種活動を通じてワクチンで予防可能な感染症を未然に防ぐよう努める。

(3) 学校保健活動の充実

少子化の加速、社会構造の複雑化、更には児童・生徒を取り巻く様々な環境要因の変容により、心身ともにケアの必要な事例が増加している。かかる状況に鑑み、学校と緊密に連絡を取りながら、学校保健委員会・給食委員会等を通じて、知育・徳育・体育・食育の向上に貢献し、児童・生徒の心身の健全育成に努める。

(4) 在宅医療の推進

全国並びに熊本県下のなかでも先んじて超高齢化社会を迎えた荒尾市においては、在宅医療の重要性が極めて高い。地域住民が住み慣れた環境でできるだけ長く過ごせるように、医療と介護・福祉のつながりを深めるだけでなく行政と協力しながら地域住民とともに在宅医療を推進する必要がある。荒尾市在宅医療連携室「在宅ネットあらお」を通じた地域在宅医療サポートセンターとしての活動、あらお健康手帳の啓発普及および ICT を加えた有効活用、地域における医療と介護のつながりを深める研修会の開催、多職種協働による事例検討を引き続き行っていく。これらに加え、地域に密着したかかりつけ医として、地域住民の将来を見据えた意思決定（ACP）に積極的に関わっていく。

(5) 健診活動の充実

特定健康診査・特定保健指導を支援し、生活習慣病の予防に努める。

(6) 産業保健活動

労働者の体と心の一体的健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的労働衛生管理についての窓口相談、企業訪問指導に協力していく。産業医活動並びに有明地域産業保健センター産業医（協力医）活動への幅広い協力を継続していく。

(7) 地域スポーツ活動への協力

(8) 「いきいき健康づくり教育講座」の充実

(9) 「荒尾市健康福祉まつり」の充実

4. 医療対策に関する事項

(1) 小児平日夜間救急診療体制について

平成 17 年 5 月より発足した小児平日夜間救急診療体制は、荒尾市民病院救急科・小児科の負担を軽減すべく、本会会員の協力を得ながら、くまもと県北病院・大牟田市立病院とも連携し、地域住民の小児医療に関する安心・安全を確保するとともに、病院医師・開業医師双方にとって、持続可能な診療体制を築いていく。また、玉名郡市医師会とも連携し、学術講演会等を通じて、小児医療に関する知識・技術の研鑽を深め、診療の質を維持・向上させていく。

(2) 救急・休日医療対策

県境に位置する本市は、熊本・福岡両県にまたがる有明医療圏にあることを念頭に、玉名郡市医師会および大牟田医師会、圏域自治体と緊密に協働し、救急医療体制を維持していく。特に有明医療圏の基幹病院である荒尾市民病院、くまもと県北病院、大牟田市立病院、大牟田天領病院が重症患者の受け入れ、専門的医療に専念できるように、一次医療はかかりつけ医である医師会会員が積極的に担うものとする。また、消防（救急）業務の高度化に対応し、有明地域メディカルコントロール協議会で行われる病院前救護にかかる消防機関と医療機関の連絡調整、業務のプロトコール・マニュアル等の作成、後検証体制の確保に協力する。

(3) 広域災害への対応

災害時に設置される救護所や避難所における医療と避難者の健康管理、災害時の在宅患者および福祉施設利用者対応は、地域に根ざしたかかりつけ医の重要な役割である。一方で、大規模地震ばかりでなく豪雨水害が頻発する昨今、災害による医療機関および当医師会そのものの「機能喪失・破綻」「避難」から「再建」に至るまでの備えも欠かすことはできない。災害時の医療体制の充実強化のために、会員医療機関を含む当医師会が被災した際の事業継続計画（BCP）の内容を検討する必要がある。それらを踏まえて実行可能な事前準備と発災時のタイムラインに沿った行動計画を策定する。

(4) 医療事故防止対策と事故後の支援

不幸にして事故が発生した場合、適切な救急処置を行った後、早期に荒尾市医師会を通じて県医師会にその後の対応を依頼する。医療安全研修会などを通じて事故防止の普及啓発を行う。

(5) 感染症対策

2009年に起こったインフルエンザのパンデミックを皮切りに、エボラ出血熱・SARS・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等、新興感染症が次々に発生している。中でも2019年末に武漢で発生したCOVID-19は、2020年1月に我が国でも初の患者が確認され、以後3年間に亘り、地球規模で社会的・経済的に大きな影響を与えた。かかる状況下で、荒尾市医師会は荒尾市民病院を始めとする近隣の基幹病院との協力の下、また有明保健所・荒尾市とも密に協議しながら、役割分担を明確にし、度重なる危機を乗り切ってきた。令和5年5月8日以降、COVID-19も5類感染症として扱われることになったが、本感染症あるいは今後新たに発生するかもしれない新興感染症に対しても、これまでの方針を踏まえて、当会としては会員が一致団結して第一線の一次医療を担い、二次以上の医療は基幹病院に依頼するという協力関係を維持しながら、今後とも地域住民のニーズに応じた医療を提供していく。

(6) 医療施設の機能分担と相互連携の推進

平成 29 年度に策定された熊本県地域医療構想に基づき、地域医療構想調整会議が進められている。コロナ禍の収束に伴って必要な病床の検討調整がなされる予定である。荒尾市民病院の今年 10 月の新病院開院に向け、市内医療機関の医療機能分担の調整を図っている。また、医療介護総合確保基金や地域医療連携推進法人制度などの活用を検討し、在宅医療連携とあわせて荒尾市独自の地域包括ケアシステムの確立を目指す。さらに、今年度は大規模認知症コホート研究の 2 度目の大規模調査が終了し、結果が出る。引き続き熊本大学と協力して研究フィールドを提供および教育機関との連携体制の構築を図っていく。

(7) 適正な保険診療の確立

会員は過剰な検査や治療を控え、重複受診にならないように適正な指導を行い、良識ある日常診療に努める。信頼できる後発医薬品は積極的に使用し、限りある医療資源を有効に活用するため、公正適正な保険診療に努める。また個別指導においては主張すべきは主張し、自らも正すべきは正して適切な診療に努める。

療養担当規則を遵守し、現行の保険診療報酬内容についても更に理解を深め、適正な医療を行うことによって経営の安定化を図り、ひいては地域住民の健康増進に寄与することを心掛ける。

(8) 医療情勢の検討

地域医療構想が現実化してくる情勢のもと、インターネット、日医ニュース、メディファックスなどのIT情報のほか、熊本県医師会からの情報も加えて、最新の医療情勢を分析し、「あらお医報」等で会員に伝達する。

5. 介護保険への対応

医療関係者は、医療による患者個々の疾患への対処のみならず、介護保険を的確に活用することによって、患者の自立した社会生活を側面から支援する必要がある。そのためには、介護保険制度と介護報酬に習熟し、介護と医療や保健・福祉行政との連携を密接に行い、適切な介護保険運用に努めなければならない。

主治医意見書の作成、介護認定審査会などへの参加についても積極的な協力が求められる。

6. 障害者総合支援法への対応

障害者総合支援法に基づき、荒尾市では第3次荒尾市障がい者計画の下に、令和3年2月に第6期荒尾市障がい福祉計画が策定された。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等患者への理解を深め、その健康と自立のための支援に努める。そして保健・医療の面から障害のある人もない人も地域で安心していきいきと暮らすことができるまちづくりをすすめていく。

7. 訪問看護ステーションおよび居宅介護支援事業所の健全な運営

当医師会訪問看護ステーションおよび居宅介護支援事業所は、在宅医療を推進するうえで重要な役割を担っている。「在宅ネットあらお」とともに「地域包括ケアシステム」の重要な一拠点として、在宅医療を担当する診療所等との協働を続けていく。

8. 個人情報保護法の遵守と情報化社会への対応に関する事項

個人情報保護法に関しては医療介護と共にその遵守につとめなければならない。

インターネットによる情報収集、伝達の手段として会員各位はパソコンを設置し、インターネットを利用した医師会ホームページを情報伝達手段として推進する。

平成27年度より、熊本県医師会を主体として「熊本県地域医療情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）」が開始され、有明圏域でも、既にネットワークの構築が始まっている。当医師会では会員に向けて、まずはこのネットワークに参加するために必要な「医師資格証」を取得することを推奨する。

9. 会員福祉の増進

(1) 厳しい医療環境の中であればこそ、会員の意思疎通をはかることが大切である。新型コロナウイルスの感染法分類が「5類」に移行することに伴い、会員および婦人会会員相互の親睦を図るため、今後は以前よりも積極的に多くの会員が参加できるようなレクリエーションを企画したい。

(2) 医療事故・医療トラブルの緩和のために相談できる弁護士の推薦リストを作成している。

事故ある時は医師会に届けるとともに、ケースにより推薦弁護士、県医師会処理委員会に相談し、任せて本来の仕事に専念できるように努める。

(3) 労働保険事務組合の円滑な運営に努める。

10. 広報活動の充実

激変する社会・医療情勢の中、迅速かつ適確な情報伝達を内外に向けて発信し、医師会活動のPRに努める。

11. 医療経営の安定化と医師会活動の強化に関する事項

医療の公共性のもと、医療の安全をはかると共に、地域住民に良質の医療を提供するためには、医療基盤の確立が必要である。そのためには会員各位の医政に対する意識の改革が必要であり、強力な医政活動が必要である。日本医師連盟を基盤として、参議院選挙において、組織内候補を高位当選させることで、政権与党に影響を与えうる医師会を目指していく。